特定退職金共済制度

ご加入・増口のおすすめ

着々とそなえて
企業も従業員も将来が安心

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①被共済者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当所に提供されます。

②当所は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。

③アクサ生命は、当所から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当所をはじめ共済契約者に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。

⑤新企業年金保険契約の引受保険会社が変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

新津商工会議所

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

制度の特色

①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、**1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上**できます。しかも従業員の給与になりません。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

②この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
③毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
④退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
⑤中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

掛　金

●掛金月額

従業員1人につき1口**1,000円**で、**最高30口**まで加入できます。

●口数の増加

お申出により**30口**を限度として加入口数を増加させることができます。
※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費（1口につき月額50円）を控除して、当商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命保険株式会社に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額（運用益を含む）は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。

給付金

●この制度の**給付金**はつぎのいずれかとなります。(別紙参照)

①退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)を、加入従業員(被共済者)に支払います。解約手当金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

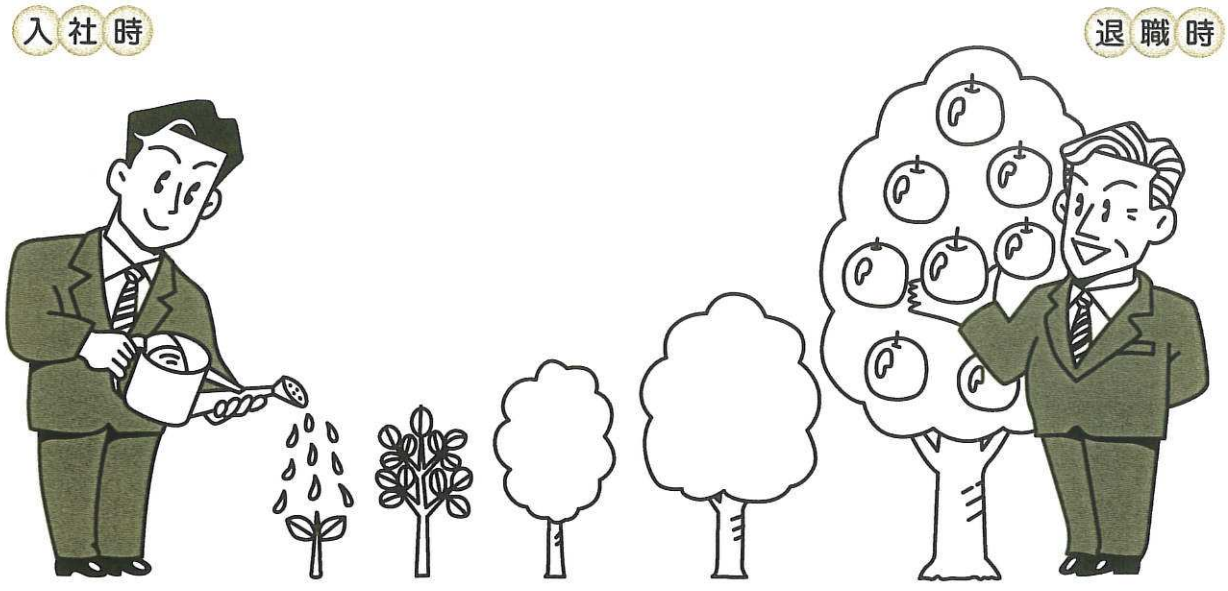

◆税務と経理処理について

事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
加入従業員(被共済者)が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。
また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。(所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条)

※記載の税務取扱は平成27年6月1日現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

制度の特色

①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、**1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上**できます。しかも従業員の給与になりません。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

②この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
③毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
④退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
⑤中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

掛　金

●掛金月額

従業員1人につき1口**1,000円**で、**最高30口**まで加入できます。

●口数の増加

お申出により**30口**を限度として加入口数を増加させることができます。
※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費（1口につき月額50円）を控除して、当商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命保険株式会社に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額（運用益を含む）は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。

別　紙

退職給付金

＜退職給付金額表＞

	30口	20口	15口	10口	5口
1年	336,000	224,000	168,000	112,000	56,000
2年	674,400	449,600	337,200	224,800	112,400
3年	1,015,200	676,800	507,600	338,400	169,200
4年	1,358,400	905,600	679,200	452,800	226,400
5年	1,704,000	1,136,000	852,000	568,000	284,000
6年	2,052,000	1,368,000	1,026,000	684,000	342,000
7年	2,402,400	1,601,600	1,201,200	800,800	400,400
8年	2,755,200	1,836,800	1,377,600	918,400	459,200
9年	3,110,700	2,073,800	1,555,350	1,036,900	518,450
10年	3,468,300	2,312,200	1,734,150	1,156,100	578,050
15年	5,295,600	3,530,400	2,647,800	1,765,200	882,600
20年	7,187,700	4,791,800	3,593,850	2,395,900	1,197,950
25年	9,146,700	6,097,800	4,573,350	3,048,900	1,524,450
30年	11,175,300	7,450,200	5,587,650	3,725,100	1,862,550

【注】
1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定することがあります。（退職年金等も同様です。）
3. 20年6ヶ月未満の脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員（被共済者）が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

＜退職年金額表＞

	年金月額				
	30口	20口	15口	10口	5口
10年	30,060	20,040	15,030	10,020	5,010
15年	45,900	30,600	22,950	15,300	7,650
20年	62,310	41,540	31,155	20,770	10,385
25年	79,290	52,860	39,645	26,430	13,215
30年	96,870	64,580	48,435	32,290	16,145

【注】
1. 年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
2. 年金は3か月分取りまとめて年4回支払います。
3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金（退職給付金）での支払いとなります。

新津商工会議所